

「中小商業活力向上補助金」について（別添1）

【21年度予算42億円（20年度30億円）】

商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応した商業活性化の取組を支援することにより、商店街等のにぎわいを創出し活性化を図るとともに、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を目的として実施するものです。

補助対象事業

補助対象事業は、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、下記の社会課題のいずれかに対応した事業となります。

- ①少子高齢化、②安全・安心、③低炭素社会構築・環境・リサイクル、④創業・ベンチャー、⑤地域資源・農商工連携、⑥生産性向上（集客力向上・IT化・物流効率化等）

対象事業の例

ハード事業

省エネ型アーケード、バリアフリー型カラー舗装、インキュベータ施設、テナントミックス店舗、街路灯、商店街休憩所、児童遊戯施設等の整備、防犯カメラ設置、電子マネー・ポイントカードシステムの導入 等

ソフト事業

空き店舗を使ったチャレンジショップ・保育施設・高齢者交流施設・アンテナショップ等の設置・運営、AED（自動体外式除細動器）の整備、新規イベント立ち上げ事業、老朽化したアーケード撤去事業、商店街人材育成事業 等

補助対象者

商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、NPO法人、その他一定の要件を満たした民間団体（個人事業者を除く） 等

基本的な流れ

地方の各経済産業局に補助金要望書を提出（市町村経由）

↓
事業内容のヒアリング・採択の決定

↓
事業の実施・完了

↓
対象事業費の1／2の補助金を交付（補助金の下限は100万円、上限は5億円）

※自治体等が別途支援を行う場合はさらに負担を抑えられる場合があります。

※より詳しい内容は中小企業庁ホームページの補助金等公募案内をご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2009/090213ShogyoKatsuryoku1jiBoshu21.htm>